

# 北海道における防災対策の現状

# 本日の内容

- I. 災害法制について
- II. 北海道の防災・減災対策の取組
- III. 防災教育の取組

# I 災害法制について

# 災害法制 災害の度に強化

## ■第二次世界大戦

○1947年（昭和22年）

**災害救助法の成立**

■1959年（昭和34年）

伊勢湾台風（死者行方不明者約5,000人）

○1961年（昭和36年）

**災害対策基本法の成立**

■1995年（平成7年）

阪神・淡路大震災（死者6,434人）

○1998年（平成10年）

**被災者生活再建支援法の成立**

■2011年（平成23年）

東日本大震災（死者18,703人）

○2012年（平成24年）

災害対策基本法改正（第1弾）

○2013年（平成25年）

災害対策基本法改正（第2弾）

**大規模災害からの復興に関する法律の成立**

# 災害対策基本法

- ◆ 1952年(昭和27年)3月に北海道十勝沖を震源地とする十勝沖地震が発生し、これを契機に全国知事会が防災行政を再検討。
- ◆ 1959年(昭和34年)9月に日本中部を襲った伊勢湾台風は死者4,697人、行方不明者401人の人的損害と7千億円を超える物的損害をもたらし、これを契機に全国的に災害対策基本法制定の動きが高まった。
- ◆ 1961年(昭和36年)第39回臨時国会に「災害対策基本法案」が提案・審議・可決(公布:1961年(昭和36年)11月15日)され、その後の改正を経て現在に至る。

## [目的]

この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

# 災害対策基本法の改正①

東日本大震災を踏まえ、  
平成24年6月(第1弾)及び平成25年6月(第2弾)に改正

## 平成24年改正(第1弾)

- 大規模災害に対する即応力の強化
  - ・積極的な情報収集・伝達・共有
  - ・地方公共団体間の相互応援
- 大規模災害時の被災者対応の改善
  - ・救援物資を被災地に確実に供給
  - ・広域避難
- 教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上
  - ・住民の責務として災害教訓伝承
  - ・防災教育を努力義務化
  - ・地域防災会議委員に自主防等追加

# 災害対策基本法の改正②

## 平成25年改正(第2弾)

- 大規模災害に対する即応力強化
  - ・国が代行する仕組みを創設
- 住民の円滑かつ安全な避難の確保
  - ・指定緊急避難場所・指定避難所の指定
  - ・避難行動要支援者名簿の作成
  - ・市町村防災マップ作成の努力義務化
- 被災者保護対策の改善
  - ・罹災証明、被災者台帳の作成
- 平素からの防災への取り組みの強化
  - ・「減災」等基本理念の明確化
  - ・国等と民間の協定締結
  - ・生活物資備蓄を住民の責務化
  - ・ボランティアとの連携

# 災害対策基本法に定める 地域防災計画作成のながれ

国

【中央防災会議】  
(会長:内閣総理大臣)  
防災基本計画作成

【指定行政機関】  
【指定公共機関】  
防災業務計画作成

※指定公共機関  
NHK、電力会社など

北海道

【北海道防災会議】  
(会長:知事)  
北海道地域防災計画作成

市町村

【市町村防災会議】  
(会長:市町村長)  
市町村地域防災計画作成





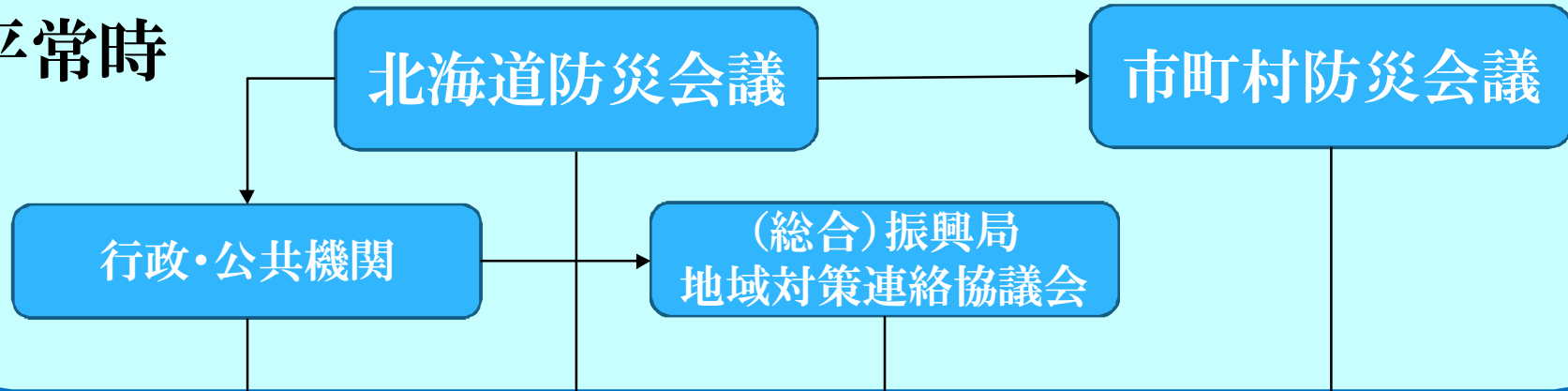
## Ⅱ 北海道の防災・減災対策の取組

## Ⅱ 北海道の防災・減災対策の取組

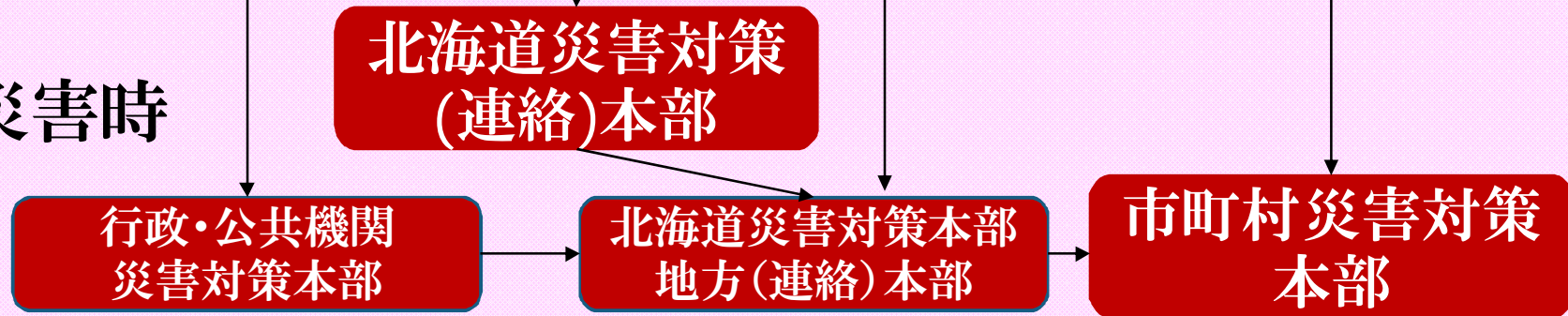
- ①防災組織
- ②北海道の災害における人的被害の概況
- ③道(本庁、振興局)の体制
- ④防災訓練の実施
- ⑤民間との災害時応援協定の締結
- ⑥自主防災組織と地域防災マスター
- ⑦北海道の津波浸水予測
- ⑧ハザードマップの作成
- ⑨避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成
- ⑩災害情報の流れ
- ⑪防災拠点施設の耐震化
- ⑫活動火山対策特別措置法の改正
- ⑬北海道防災対策推進計画
- ⑭災害検証
- ⑮北海道社会貢献賞

# 防災組織

平常時



災害時



# 北海道防災会議の体制

北海道防災会議

幹事会

地震火山  
対策部会

水防部会

救急医療  
対策部会

原子力防災  
対策部会

地震専門委員会

火山専門委員会

専門委員会



# 北海道災害対策本部設置状況

## (平成元年以降)

設置日～廃止日	災害名	人的被害(人)	被害額 (億円)
S63.12.24～H元.6.1	十勝岳噴火	なし	
H5.7.13～H6.8.2	北海道南西沖地震	死者201,不明28, 負傷323	1,747
H6.10.4～H7.11.29	北海道東方沖地震	負傷436	793
H12.3.29～H14.3.31	有珠山火山活動	なし	265
H15.8.10～H15.10.10	台風10号	死者10 不明1,負傷3	1,100
H15.9.26～H15.12.11	平成15年十勝沖地震	不明2,負傷847	535
H16.9.8～H16.10.7	台風18号	死者10,負傷336	797
H18.11.7～H18.12.14	佐呂間町竜巻災害	死者9,負傷31	7
H23.3.11～H23.7.27	平成23年東北地方太平洋 沖地震	死者1,負傷3	303
H26.9.11～H26.9.16	大雨特別警報	なし	12

# 北海道の災害における人的被害の概況

区 分		H21	H22	H23	H24	H25	H26
死者・行方不明		7	12	27	39	26	23
内 訳	大雪・雪害	(7)	(10)	(26)	(39)	(25)	(21)
	大雨・洪水		(2)			(1)	(2)
	地震・津波			(1)			
重・軽傷		150	222	423	466	449	436
計		157	234	450	505	475	459
主な事象			8/23 上川大雨 東川 2名死亡	1/13～ 日本海大雪 雪下・落雪 7名死亡  3/11東日本 大震災1名死 亡		3/1～3 暴風雪・波浪 9名死亡	

# 大雪、暴風雪災害等への対応

北海道新聞 2016年1月10日(土) 第111204号

## ほっかいどう

【特集】未来につなごう! 安心の暮らし

### 幅広い世代が集い、つながり、心豊かに暮らせる 包容力のある北海道へ。

将来にわたって安心して暮らせることは、みんなの願いです。誰もが「住んでいて良かった」と思える北海道であるために、未来を見守る取り組みが進んでいます。

将来への夢や希望を持ち続けることのできる活力ある北海道をつくりましょう。

\*\*\*\*\* 有終ハコト

全国を上回る早さで人口減少が進んでいます。

2040年、北海道の人口は?

暮らしに与える影響をできるだけ小さくするために、

5つの戦略で取り組みを進めています。

2014年の北海道出生率1.17は?

①1.27人  
②1.42人  
③1.86人

## お知らせ

# 北海道

広域問い合わせ  
トヨタの窓口、またはホームページへ

### 除雪による事故の防止

冬を安全に過ごしましょう

毎年、屋根の雪下ろしや落雪による事故が発生しています。次のことを心がけましょう。

- 屋根の雪下ろしをするとき
  - 1人ではなく、複数で行う
  - 滑りにくい靴、防寒を着用
  - はしごを固定し、昇り降りに注意
  - 通行人や子ども、周囲に注意

- 除雪機を使用するとき
  - 雪が溜まったらエンジン停止
  - 機械に巻き込まれにくい靴電器で行う
  - その他
    - 除雪をするときは特別に注意
    - 屋根の下では、つらら・落雪に注意
    - 暴風雪、大雪警報などの気象情報に注意

▶運行監視センター 台1011)204-5008

### マイナンバーの利用開始

よいよマイナンバーの利用が始まります

2016年1月から、社会保険・税・災害対策の行政手続で、マイナンバーの利用が始まります。

本人確認書類として1枚で手続きができる「個人番号カード」の申請書への交付も始まります。

●お問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル  
0120-95-0178 (無料)  
平日 9時30分～22時  
土・日曜、祝日 9時30分～17時30分  
(12/29(火)～1/3(日)は除く)

▶運行監視センター 台1011)204-5980

### 年末年始を安全運転で

飲酒運転は絶対にやめましょう

年末年始は、帰省や旅行で車を利用することや、お酒を飲むことが多くなりますが、飲酒運転は重大な犯罪です。絶対にやめましょう。

また、冬道では突然の雪で視界が悪化したり、路面凍結でスリップするなど事故発生の恐れがあります。車両距離を十分にとり、安全な速度で運転するよう心がけましょう。

▶運行監視センター 台1011)204-5219

### マザーズ・キャ

子育てをしながら

女性専門カウンセラー、求職・育児情報センターなど、仕事を退社を1カ所ですべての相談(予約)も可

● 場所: 札幌市中央区三井生命札幌ビル(ジョブカフェ)内  
● 利用時間: 月～土 [日曜・祝日、12月は休み]  
▶運行監視センター 台1011)204-5980

### 北海道ふるさ推進センター

暮らし・定住のワン

北海道への居住に、道内の市町村情と「住まい」「暮らし」を提供し、ご相談にご利用ください。

● 場所: 道庁4階(地)  
● 開設日時: 月～金 時30分 [土・日曜～1/3(日)は休み]  
soga.chisai@hp

▶運行監視センター 台1011)204-5219

# 道の配備体制

## <夜間、休日通常体制>

- ・本 庁 当直者 1 名、防災連絡員（非常勤） 1 名の常時 2 名
- ・振興局 当番者が連絡体制（緊急時は 30 分以内に登庁）

## <非常配備体制>

### ◇第一非常配備体制

- ・本 庁 危機対策課 2 名以上登庁（人的被害等が発生した場合）
- ・振興局 当番者等が登庁（警報等の発表、被害等が発生した場合）

### ◇第二非常配備体制（≡災害対策連絡本部）

人的被害等が大きい、震度 5 弱以上、津波警報発表の場合等

- ・本 庁 危機対策局全管理職員＋防災 G 職員全員＋各部管理職等
- ・振興局 振興局管理職＋地域政策課職員全員

### ◇第三非常配備体制（≡災害対策本部）

人的被害等が甚大、震度 6 弱以上、大津波警報、気象特別警報発表の場合等

- ・本 庁 本庁全職員
- ・振興局 振興局全職員



# 防災訓練の実施

## <北海道防災総合訓練>

東日本大震災等を踏まえ、平成24年度から内容を見直し

- 会場展示型(見せる訓練)から、実践型へ
- 訓練は、図上訓練と実動訓練の2種類
- 14振興局持ち回りから、複数振興局での広域災害を想定
- 9月1日に「北海道シェイクアウト」を実施
- 今年度は、図上訓練を9月から10月、実動訓練を11/2  
対象地域は石狩(石狩市)、留萌(留萌市)、宗谷(稚内市)

## <市町村での防災訓練の実施状況>

年度	H23	H24	H25	H26
団体数	74	91	109	128



**「北海道シェイクアウト」という  
地震を想定した訓練を行います  
実施日時に次の行動をしてください**



- ①ドロップ      揺れに倒される前に姿勢を低く！
- ②カバー      手や腕で頭や首を守って！
- ③ホールドオン      揺れが収まるまでじっとして！

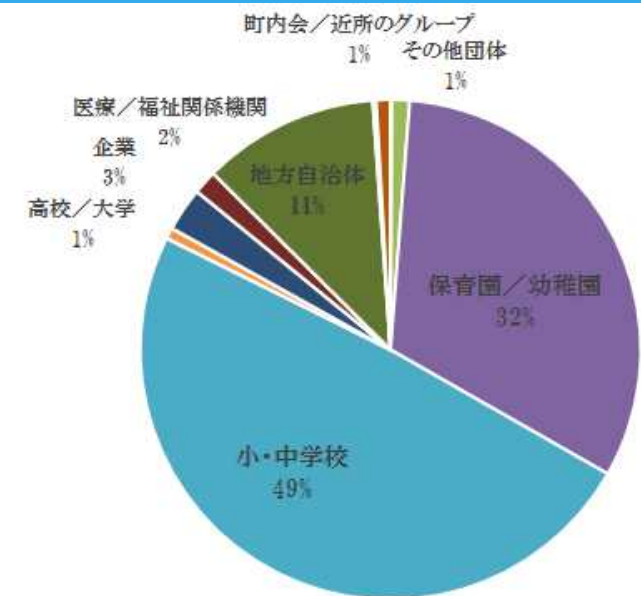
※一連の行動は約1分間で終わります

平成27年9月1日(火)  
「防災の日」  
午前10時に全道一斉訓練



www.ShakeOut.jp

## ■平成27(2015)年の状況 約12万6000人が登録!



**1分間基本行動の後、自主訓練へ**  
(避難訓練、研修、話し合いなど)

主催:北海道防災会議  
(事務局 道庁危機対策課)  
対象:北海道在住の方、学校、団体、企業 など  
参加費:無料  
参加方法:専用サイトで登録。

<http://www.shakeout.jp>

# 民間との防災協定

道では、災害等の発生に備え、迅速な対応が可能ないように準備や体制を整えており、その一環として、民間企業等との間で防災に関する協力協定を締結しています。

協定では、道と民間企業等とが相互に協力して、物資の供給、災害情報の提供などの応急対策を迅速かつ的確に実施するとともに、平常時からの協力関係により防災意識の高揚と地域防災力の強化を図ることなどを目的としています。

- 1 災害時における帰宅困難者への支援
- 2 災害時における緊急・救援輸送等の支援
- 3 災害時における食料・飲料・生活物資等の供給支援
- 4 救助・救援等の支援
- 5 葬祭の支援



など、67協定を締結  
(H27.4現在)

# 民間団体・企業との協定

## 東日本大震災後に締結した主なもの

### ◆ 災害時における食料・飲料・生活物資の供給等に関する協定

締結先 → ホーマック(株)、日糧製パン(株)など

協定内容 → 災害時における物資の供給・調達支援、防災活動に関する支援など

### ◆ 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定

締結先 → 北海道石油業協同組合連合会

協定内容 → 災害時における石油燃料類の優先提供など

### ◆ 災害時における産業廃棄物の処理等の協力に関する協定

締結先 → (社)北海道産業廃棄物協会

協定内容 → 災害廃棄物の撤去、収集、運搬、処分

### ◆ 災害時における住宅の支援に関する協定

締結先 → (社)北海道宅地建物取引業協会、(社)全国賃貸住宅経営協会など

協定内容 → 災害時における民間賃貸住宅の媒介・情報提供に関する協力

### ◆ 災害発生時における輸送に関する協定

締結先 → (社)北海道トラック協会、北海道地区レンタカー協会連合会、ANA、JAL

協定内容 → 災害時の物資の緊急救援輸送、輸送車両の提供など

# 自主防災組織

## 自主防災組織とは、どんな組織？



災害対策基本法で市町村、住民の責務として定められています。

## 自主防災組織の活動例は？

### 【平常時】

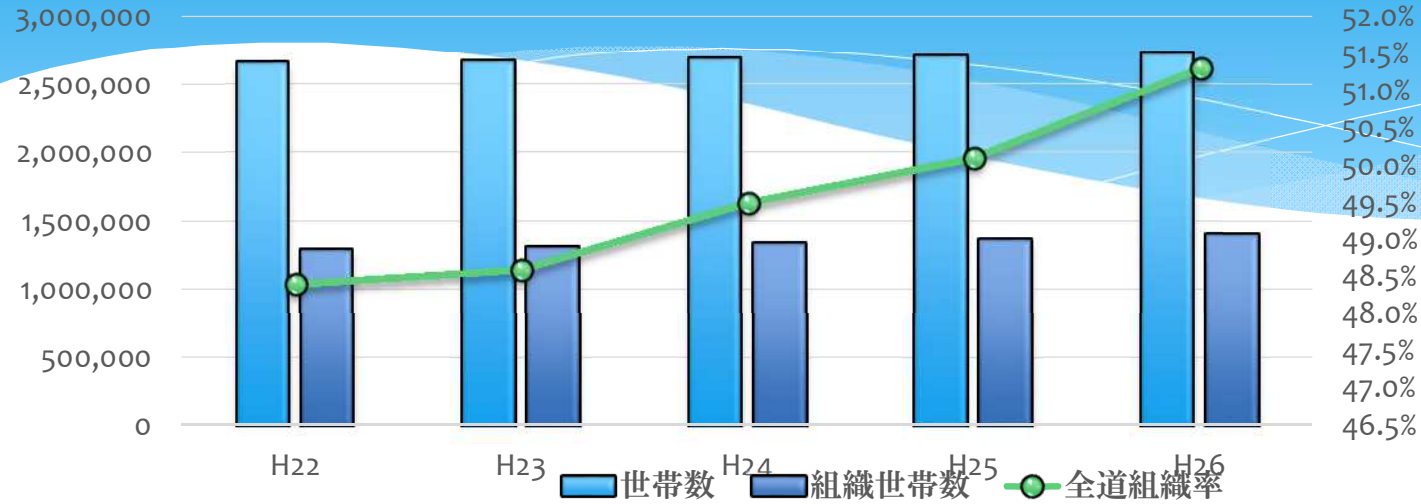
- ①防災知識の普及、
- ②地域の災害危険の把握、
- ③防災訓練の実施、
- ④火気使用設備器具等の点検、
- ⑤防災資器材の備蓄と整理・点検

### 【災害時】

- ①災害情報の収集及び住民への迅速な伝達、
- ②出火防止と初期消火、
- ③避難誘導、
- ④被災住民の救出・救護、
- ⑤給食・給水活動



# 自主防災組織活動カバー率の推移



区分	H22	H23	H24	H25	H26
世帯数	2,654,310	2,670,572	2,685,761	2,709,610	2,723,430
組織世帯数	1,284,498	1,298,675	1,328,431	1,358,080	1,395,905
全道活動カバー率	48.4%	48.6%	49.5%	50.1%	51.3%
全国活動カバー率	74.4%	75.8%	77.4%	77.9%	80.0%

(消防庁「消防防災・震災対策現況調査」)

# 北海道地域防災マスター

- 道では地域防災力の強化のため、平成19(2007)年度から地域において防災活動や災害時のキーマンとなる「北海道地域防災マスター」の育成に取り組んでおり、現在まで全道で2,100名以上を認定。
- 「自助」、「共助」を基本に、かつ、「公助」との連携充実につとめ、地域の減災と防災力向上のための活動をボランティアで行っていただいている。
- 参考：カリキュラム
  - 防災リーダー講座（北海道の大災害 ほか）
  - 「知っている」と得をする気象の知識
  - 「地震・津波について」
  - 災害イメージ訓練（DIG）を用いた防災意識の向上
  - 災害時における応急救護



# 地域防災マスター認定事業

○地域防災マスター＝地域の防災活動リーダーとなる者を知事が認定

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
認定数 (累計)	249	317	475	627	759	1,382	1,712	2,142

[北海道]

[振興局別内訳]

振興局	人数	振興局	人数	振興局	人数
空知	186	渡島	136	オホーツク	179
石狩	544	檜山	28	十勝	226
後志	41	上川	140	釧路	120
胆振	194	留萌	18	根室	69
日高	51	宗谷	208	その他	2

平成28年1月14日現在



# 北海道の津波浸水予測図

平成18年度～平成22年度 津波浸水予測図作成

東日本大震災  
平成23(2011).3.11発生

M9、連動、  
想定外

想定外を無くし  
最新の知見に基づく点検・見直しへ

津波堆積物調査

あらゆる可能性を考慮した  
最大クラスの津波を想定

平成23(2011)年6月から点検・見直しを順次開始。

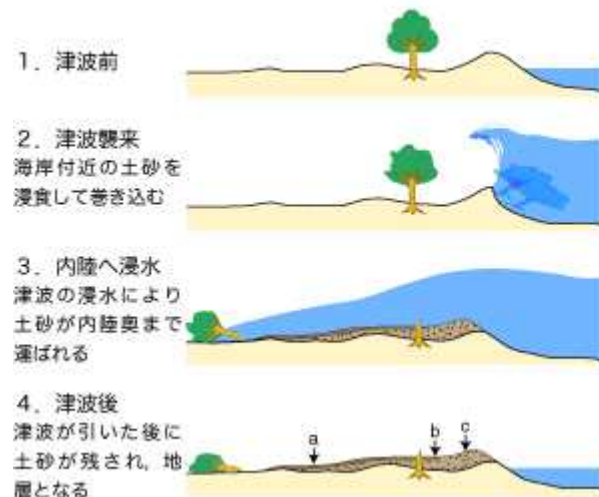
- ①太平洋沿岸(平成24(2012).6公表)
- ②日本海沿岸(平成26(2014).3公表)
- ③オホーツク海沿岸(平成26(2014).3公表)

# 津波堆積物調査 北海道が先進地

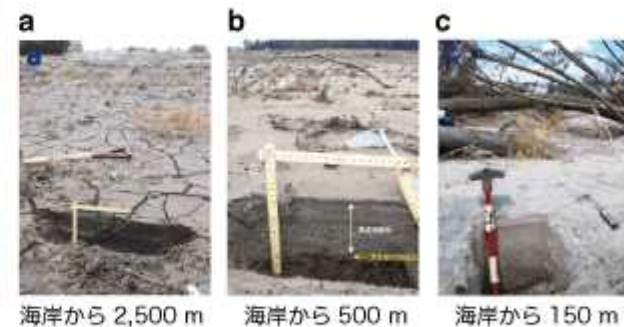
北海道では巨大地震の発生間隔が長く、歴史記録が少ないため、歴史記録だけでは過去の巨大津波の発生間隔や規模を推定することが出来ません。そのような場所では、自然が残した巨大津波の記録である津波堆積物が、過去の津波の発生間隔と規模を推定する手がかりになります。

<津波堆積物とは？>

津波堆積物の形成プロセス



2011年東北地方太平洋沖地震による津波堆積物



出典：産業技術総合研究所地質調査総合センター

[https://gbank.gsj.jp/tsunami\\_deposit\\_db/tsunami/deposit.html](https://gbank.gsj.jp/tsunami_deposit_db/tsunami/deposit.html)

# 太平洋沿岸の津波浸水予測図の 点検・見直し結果(平成24(2012).6公表)

- 津波堆積物の調査結果により見直しが必要
- 東日本大震災における東北地方の浸水範囲などを基に最大クラスの津波を想定。
- これまでの想定を大幅に上回る結果。

(参考)

太平洋沿岸38自治体のうち、

30m以上の想定地域は、2自治体(0)

20m以上30m未満の想定地域は、9自治体(1)

10m以上20m未満の想定地域は、8自治体(9)

注)( )内は、平成16(2004)～18(2006)年度に実施した津波浸水想定における自治体数

# 日本海沿岸の津波浸水予測図の 点検・見直し結果(平成26(2014).3公表)

- 平成25年度の調査では、上ノ国町、江差町、乙部町、奥尻町、せたな町で現行の津波浸水予測を上回る高さで、津波堆積物が確認された。
- 1741年の渡島大島(松前町)の火山噴火による山体崩壊で発生した津波についても検討を進めるべき。
- 上記事項や、現在国が進めている日本海沿岸の断層に係る検討結果も踏まえ、早急に現行の津波浸水予測図の見直しに着手すべき。



- 国(国交省)では、平成25年1月に「日本海における大規模地震に関する調査検討会」を設置し、平成26年8月に検討結果報告を公表。
- 道では、国の検討結果を踏まえ、道独自の考え方を加えた津波浸水想定の設定について、検討を進めている。

## オホーツク海沿岸の津波浸水予測図の 点検・見直し結果(平成26(2014).3公表)

- \* 平成25年度の津波堆積物調査では、津波浸水想定の見直しにつながる十分なデータは得られなかった。
- \* オホーツク海での地震活動は、現時点では未解明な部分もあることから、国などによる調査研究の推進を求めることとする。
- \* また、今後、国、大学、研究機関による動向を注視するとともに、知見が充実した段階で、改めて検討を行うこととする。



- \* まずは、現行の想定レベルでの着実な津波防災対策を進める必要がある。

# 市町村：ハザードマップ、避難計画を作成



釧路市

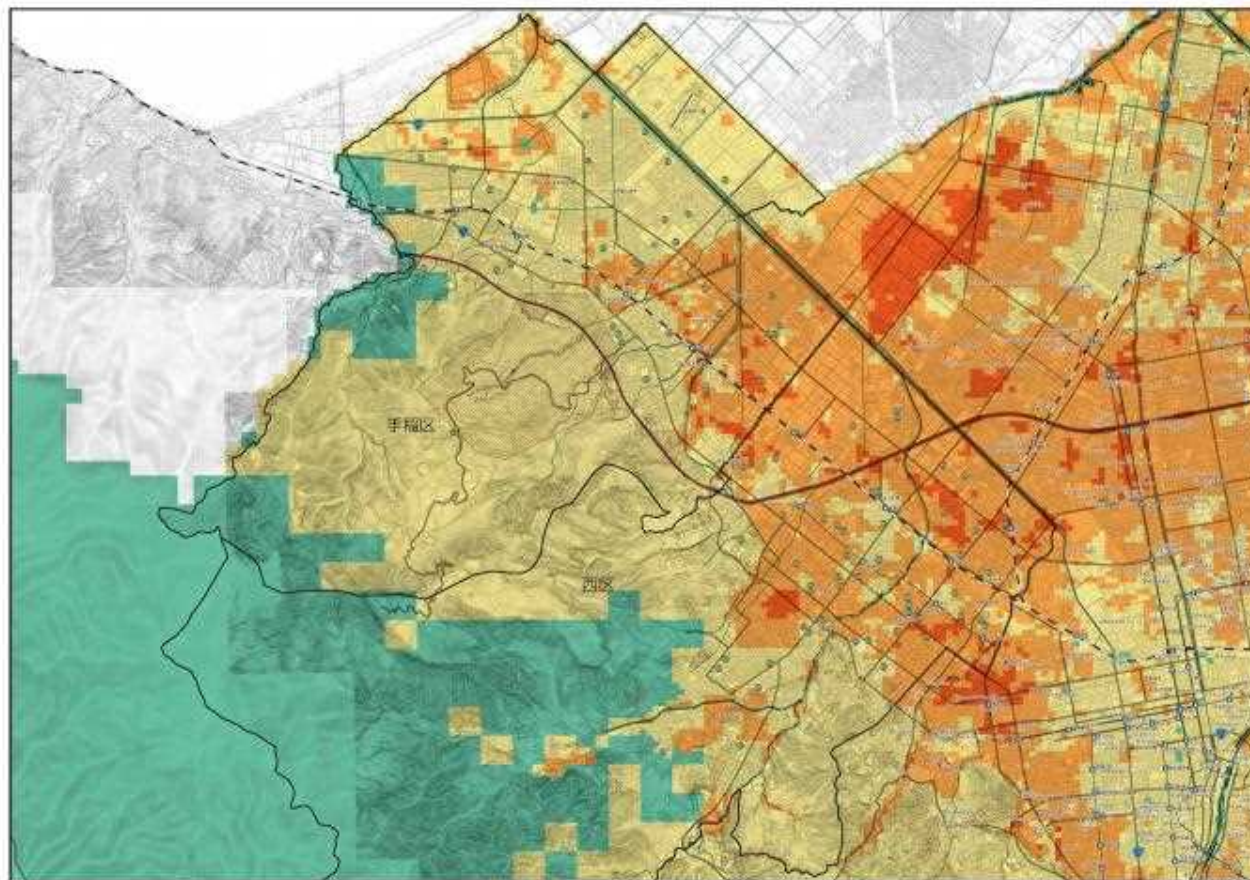


函館市

# ハザードマップ

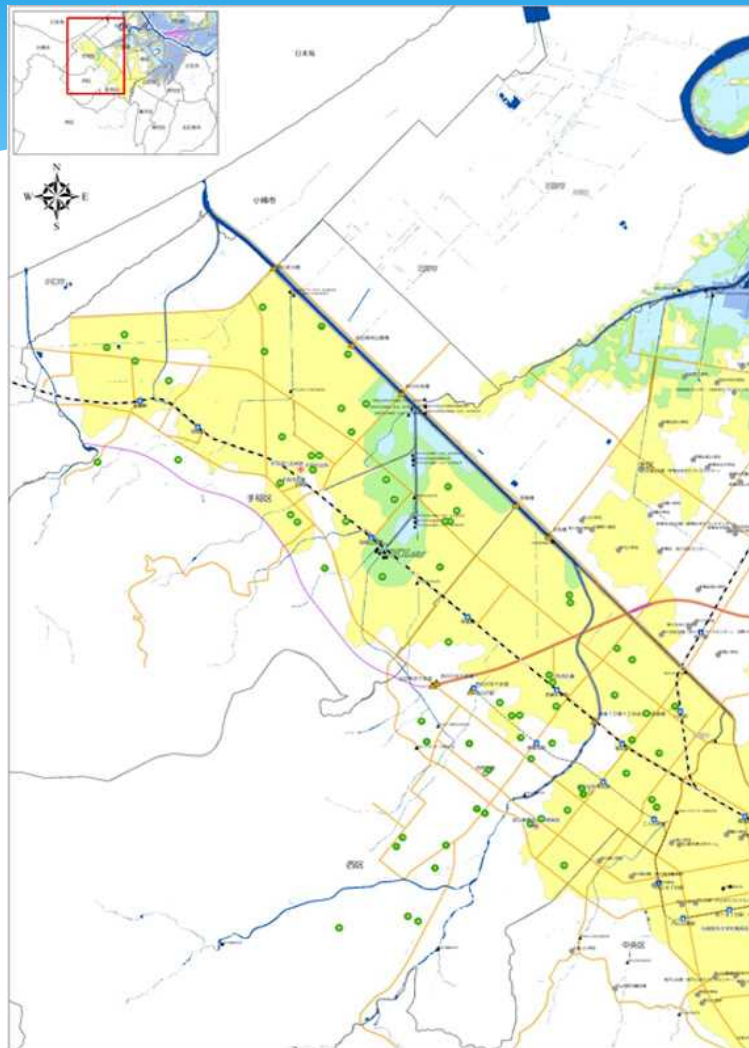
(地震、津波、土砂災害、洪水など災害毎に作成)

配布されていますか？  
保存されていますか？  
理解されていますか？



	震度7
	震度6 強
	震度6 弱
	震度5 強
	震度5 弱

# 洪水ハザードマップの例



	浸水深: ~0.5m未満		浸水深: 0.5m以上~1.0m未満		浸水深: 1.0m以上~2.0m未満		浸水深: 2m以上~5m未満
---	--------------	---	--------------------	---	--------------------	---	----------------



# 防災情報の充実

## ○市町村におけるハザードマップの策定状況 (H27.12現在)

- ・洪水ハザードマップ 131市町村  
[策定率95.6% 該当市町村数=137]
- ・土砂災害ハザードマップ 127市町村  
[策定率73.0% 該当市町村数=174]
- ・地震ハザードマップ 162市町村  
[策定率90.5% 該当市町村数=179]
- ・津波ハザードマップ 79市町村  
[策定率97.5% 沿岸市町村数= 81]
- ・噴火火山ハザードマップ 20市町村

# 市町村における「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の作成促進について

## 経緯

H25. 10に伊豆大島で土砂災害による多くの犠牲者を出したことによる教訓や東日本大震災の教訓を踏まえ、H26. 4に国において「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)」が策定された。

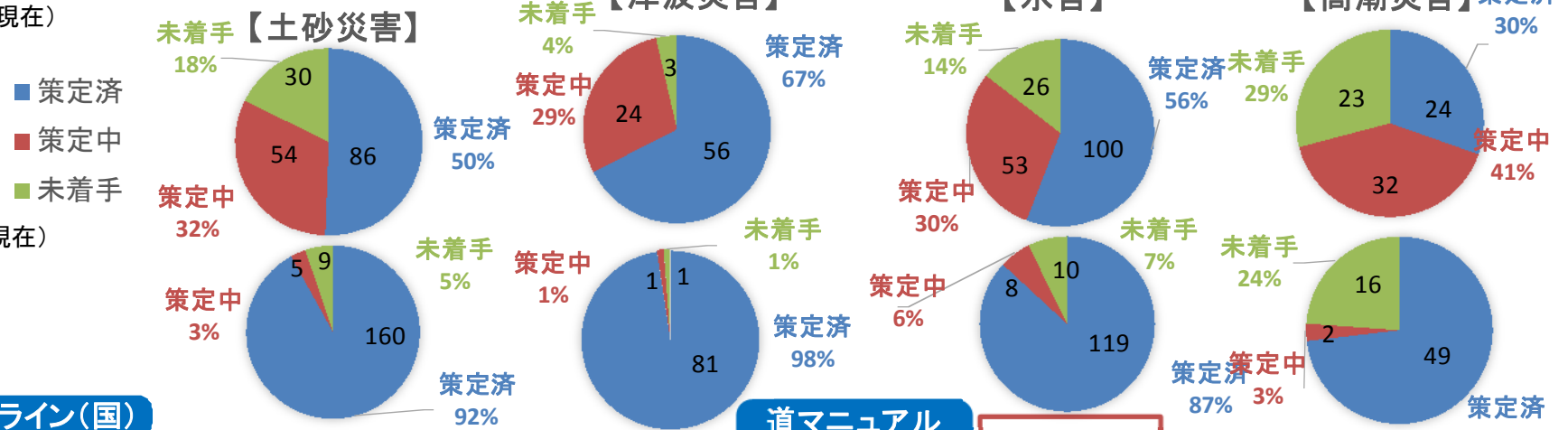
道においても、H21・H23作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル(以下「道マニュアル」という。)」のうち緊急性を要する「土砂災害編」「津波災害編」を先行してH26. 8に改正するとともに、「水害編」「高潮災害編」をH27. 12に改正し、市町村における「避難勧告マニュアルの」作成又は見直しを促進を図っている。

## 【これまでの主な取組】

H17.3	避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン〈国〉
H21.10	道マニュアル(水害・土砂災害編)〈道〉
H23.4	道マニュアル(高潮災害・津波災害編)〈道〉
H26.1~3	土砂災害防止法等に係る市町村との意見交換会(道)14会場
H26.4	避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)〈国〉
H26.6	北海道ブロック説明会(国主催)
H26.8	道マニュアル(土砂災害・津波災害編)〈道〉
H27.8	避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン一部改正(国)

## 道内市町村の避難勧告等発令基準の策定状況

(H25.11.1現在)



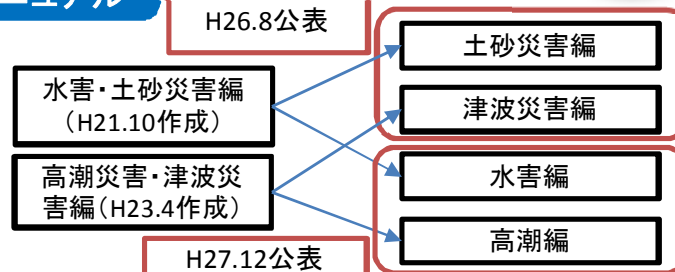
## 新ガイドライン(国)

避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とする。

○基準の明確化

災害の種類	判断基準の設定例
土砂災害	土砂災害警戒情報の発表 等
水害	はん濫危険水位に到達 等
高潮災害	高潮警報の発表

## 道マニュアル



## 全体スケジュール

※津波は警報等の発表により即避難指示

災害の種類	平成26年度	平成27年度	平成28年度
水害(河川)	氾濫危険水位等の見直し、洪水時家屋倒壊危険ゾーンの設定(河川管理者)	改正水防法・改正ガイドラインを踏まえ 道マニュアルを H27.12.16公表	必要に応じ、基準を見直し(市町村)
高潮災害	危険潮位、避難対象区域の確認(海岸管理者、気象台、市町村)		

※土砂災害・津波災害編については、必要に応じ、適宜基準を見直し(市町村、道)

# 災害情報のながれ

## 災害情報取得



J-ALERT  
・国民保護情報



防災情報共有  
・道路通行情報  
・河川水位情報



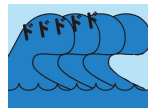
インターネット  
・原子力  
・電気、鉄道



地震



大雨



津波



洪水



気象庁  
アデスシステム

## 災害情報発信



テレビ



緊急速報  
メール



ラジオ

YAHOO!

facebook

twitter

ソーシャルメディア



新聞



道ホームページ



防災情報メール

災害情報

避難情報  
災害広報

避難情報・災害広報



避難情報・災害広報

依頼・伝達事項 など

災害情報伝達

被害報告

防災情報システム

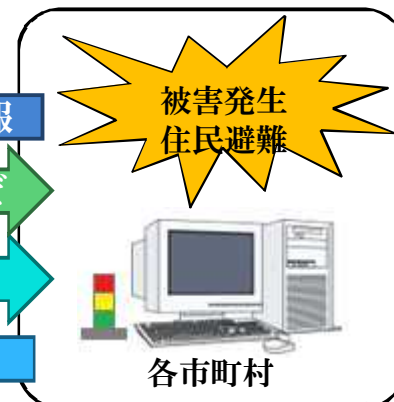


避難情報・災害広報

依頼・伝達事項 など

災害情報伝達

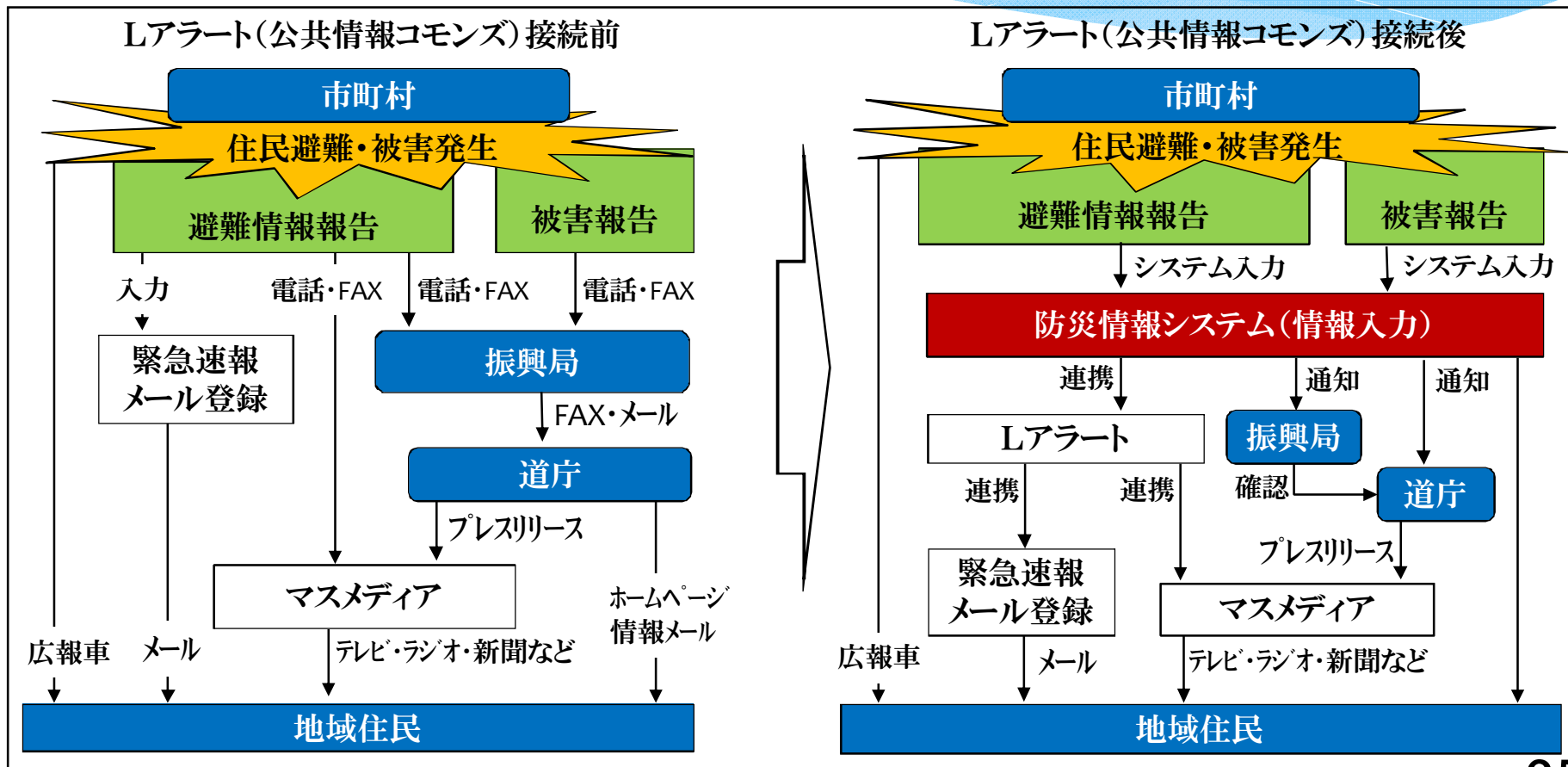
被害報告



# Lアラート(公共情報コモンズ)

Lアラート(公共情報コモンズ)との連携に伴い、災害時における市町村の事務が軽減されます。従来は、住民避難や被害が発生した際、道への報告の他、広報のためにマスメディアや緊急速報メールの配信登録が必要でした。

今後は、防災情報システムへ入力することで、Lアラートに登録している全ての機関への広報を一括して行うことが出来るようになります。



# 北海道防災情報システムへの登録方法

災害に関連する情報を積極的に提供します。  
お持ちの携帯電話へ災害関連情報をメール配信します。

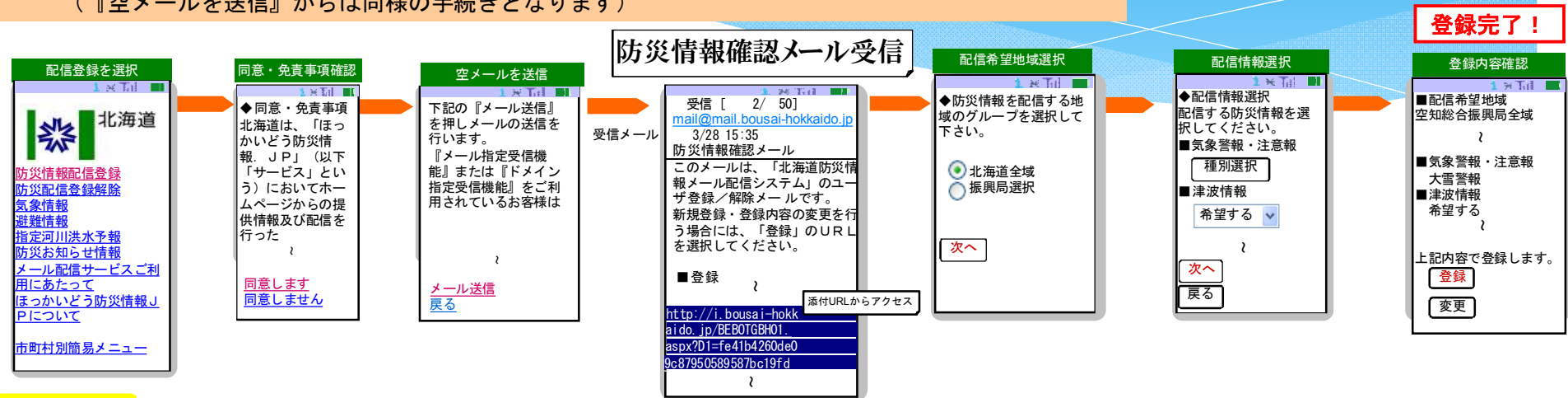
## 登録方法

登録の際は、携帯電話から『携帯電話URL』にアクセスするか、もしくは携帯電話で『QRコード』を読み取って空メールを送信してください。

以下の登録方法は、『携帯電話URL』にアクセスした場合の手続きです。

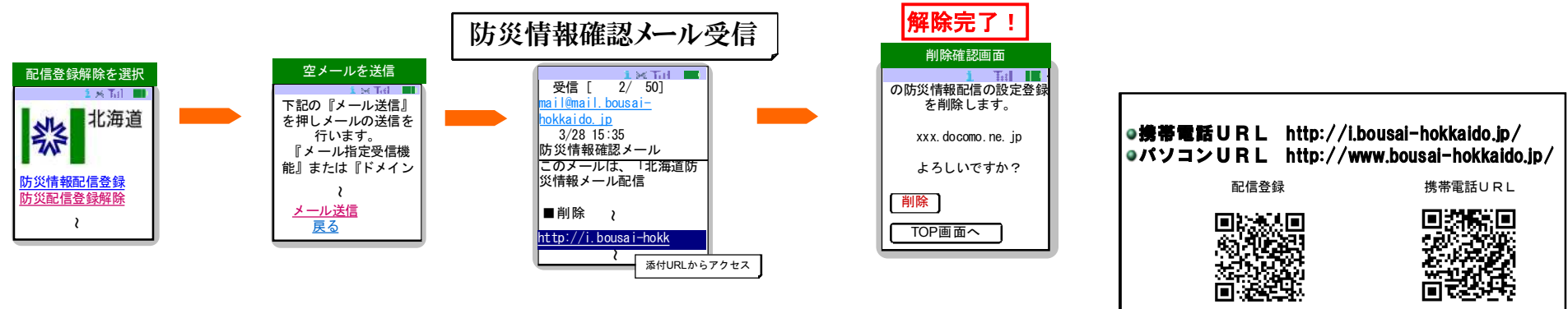
※『QRコード』を読み取った場合は、空メールが自動的に作成されます。

(『空メールを送信』からは同様の手続きとなります)



## 解除方法

解除の際は、携帯電話から『携帯電話URL』にアクセスして空メールを送信してください。



# 防災拠点となる公共施設等の耐震化等

## ○市町村の防災拠点となる公共施設等の耐震化状況

区分	全棟数 A	S57以降 建築棟数 B	改修の必 要がない 棟数 C	改修済 数 D	耐震済の 棟数 B+C+D=E	未改修 の棟数 A-E=F	耐震化率 E/A	全国平均
H24	9,533	4,943	693	1,101	6,737	2,796	70.7%	82.2%
H25	9,618	5,043	754	1,256	7,053	2,565	73.3%	85.1%
H26	9,453	5,070	793	1,468	7,331	2,122	77.6%	88.0%

(消防庁「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査」各年度末現在)

## ○市町村業務継続計画(BCP)の作成状況

業務継続計画、地域防災計画等に「一部」の業務継続体制を定めている	135団体
業務継続体制を検討中	8団体
未定	36団体

# 活動火山対策特別措置法の改正について

御嶽山の噴火の教訓、火山防災対策の特殊性等を踏まえ、活動火山対策の強化を図るため、火山地域の関係者が一体となった警戒避難体制の整備等所要の措置を講ずる。

## 1. 改正の背景

- 明瞭な前兆がなく突如噴火する場合もあり、住民、登山者等様々な者に対する迅速な情報提供・避難等が必要(御嶽山噴火の教訓)
- 火山現象は多用で、かつ、火山ごとの個別性(地形や噴火履歴等)を考慮した対応が必要なため、火山ごとに、様々な主体が連携し、専門的知見を取り入れた対策の検討が必要

## 2. 法律の概要

### 国による活動火山対策の推進に関する基本指針の策定

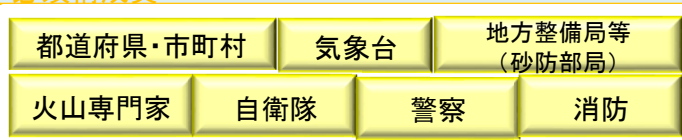
#### ○火山災害警戒地域における携帯避難体制の整備

**火山災害警戒地域の指定** 警戒避難体制の整備を特に推進すべき地域を国が指定(常時観測火山周辺地域を想定)

#### 火山防災協議会

…関係者が一体となり、専門的知見も取り入れながら検討

・ 都道府県・市町村は、火山防災協議会を設置(義務)  
**必須構成員**



**必要に応じて追加**

※他、環境事務所、森林管理局、観光関係団体等、交通・通信事業者等。集客施設や山小屋の管理者も可。

#### 協議事項

・ 噴火警戒レベルの設定、これに沿った避難体制の構築など、一連の警戒避難体制について協議

#### 噴火シナリオ

※噴火を伴う現象と及ぼす影響の推移を時系列に整理したもの

#### 火山ハザードマップ

※噴火に伴う現象が及ぼす範囲を図上にしめたもの

#### 噴火警戒レベル

※噴火活動の段階に応じた入山規制、避難等

#### 避難計画

※避難場所、避難経路、避難手段等を示したもの

#### 【協議会の意見聴取を経て、地域防災計画に記載(義務)】

#### 【都道府県】

1. 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達(都道府県内)
2. 右の2、3を定める際の基準
3. 避難・救助に関する広域調整等

#### 【市町村】

1. 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達(市町村内)
2. 立退きの準備等避難について市町村長が行う通報等(噴火警戒レベル)
3. 避難場所・避難経路
4. 集客施設・要配慮者利用施設の名称・所在地
5. 避難訓練・救助 等

#### 【市町村長の周知義務】

火山防災マップの配布等により、避難場所、円滑な警戒避難の確保に必要な事項委を周知

#### 【避難確保計画の作成義務】

集客施設(ロープウェイ駅、ホテル等)や要配慮者利用施設の管理者等による計画作成・訓練実施

#### ○火山研究機関相互の連携の強化、火山専門家の育成・確保

#### ○自治体や登山者等の努力義務

- ・ 自治体による登山者等の情報把握の努力義務を新たに規定
- ・ 登山者等の努力義務(火山情報の収集、連絡手段の確保等)を新たに規定

# 北海道防災対策推進計画

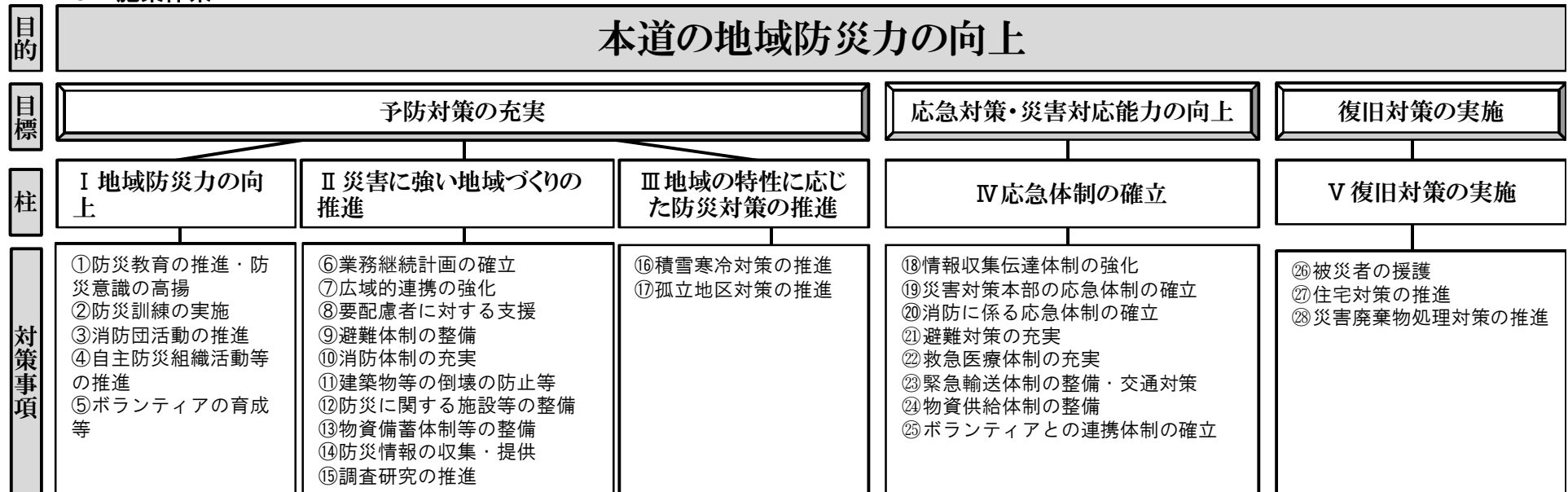
## 1 計画の趣旨

平成26年3月に北海道防災対策基本条例を改正し、防災対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画策定を新たに定め、この着実な推進により本道の地域防災力の向上を図る。

## 2 計画の特色

- ① 条例を基本として、道の防災対策に関する施策を体系化。
- ② 市町村及び国、民間事業者とともに実施する防災対策のうち、道が主体的に実施する施策を基本。
- ③ 道が市町村などに対し支援し、取組を促進する施策についても対象。
- ④ 施策ごとに、可能な限り、達成に向けた具体的な目標値を設定。 など

## 3 施策体系



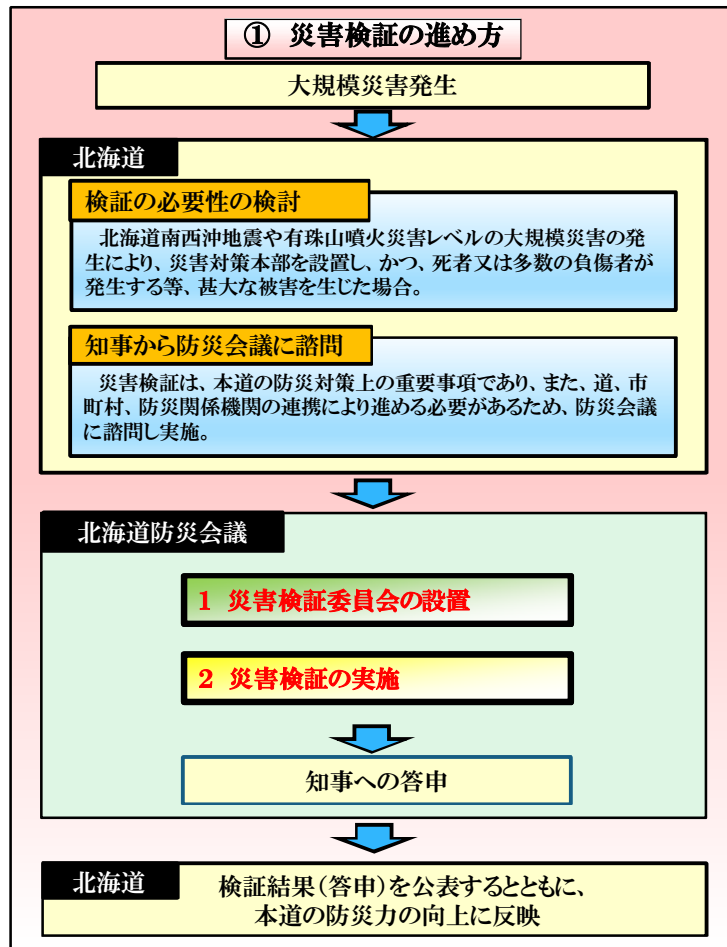
## 4 計画期間

- ・ 計画期間はH29年度まで（道の総合計画の計画期間に合わせる）
- ・ 個別施策について、可能な限り目標値を設定し、PDCAサイクルの活用により進捗管理（59の目標値）



# 災害検証

- ◎北海道防災対策基本条例第30条において、新たに「災害に係る防災対策等についての検証を行う」ことを規定。
- ◎災害検証が必要となった場合に速やかに検証作業を行うことができるよう、あらかじめ災害検証の実施方法等を定めた。



**② 災害検証の実施方法等**

**1 災害検証委員会の設置**

防災会議に学識経験者、関係機関職員により構成される災害検証委員会を設置する。

- ・北海道災害検証委員会設置要綱
- ・北海道災害検証委員会運営要領

**2 災害検証の実施**

- ・北海道災害検証実施要領

検討事項	素案
趣旨	災害を検証することにより、道、市町村、防災関係機関等が講じた防災対策等が住民の生命や生活を守るために十分に機能したか課題等を明らかにし、その結果を防災・減災対策に反映。
検証の体制等	知事の諮問により防災会議に設置される災害検証委員会が検証を実施。
検証の対象	対象期間：平常時、災害発生時、応急対策時、復旧時の防災対策（復興時を除く）
検証項目（基本とする事項）	①情報収集・通信、②避難行動、③避難所運営・支援、④物資及び資機材の備蓄・支援、⑤災害対策本部の体制と活動、⑥救助救出・災害派遣要請、⑦医療活動、⑧広報・情報提供、⑨ライフライン（通信を除く）、⑩交通、⑪孤立地区、⑫ボランティア、⑬被災市町村の行政機能、⑭積雪寒冷期等、⑮その他
検証に係る調査の実施	道各部署や防災関係機関等に対し、文書照会やヒアリング等を実施。
検証結果と防災対策への反映	・検証結果について、報告書として取りまとめ、北海道の災害教訓として市町村や防災関係機関、道民等に広く周知・共有する。 ・地域防災計画や防災対策推進計画に反映させるなど、防災対策のより一層の充実を図り、北海道の防災力の向上に活用する。

# 北海道社会貢献賞（防災功労者）

## 1 趣旨

東日本大震災以降、自治体や防災関係機関はもとより、道民や事業者、自主防災組織などの防災に対する意識が高まってきている中、地域における自律的な防災活動の推進や防災意識の向上をより一層図るため、本道の防災対策の推進に関して、特に功績のあった個人または団体を対象とした表彰制度を創設した。

## 2 対象

本道の防災・減災に功績のあった個人・団体であって、その活動が次のいずれかの項目に該当し、功績が顕著な者

① 災害時の防災活動に貢献した者	災害時における被害の軽減や拡大防止、被災者の安全確保や保護、被災地の応急復旧などの防災活動に貢献した者
② 防災教育の普及・啓発に貢献した者	防災に関する講演会等の活動や防災関連行事への積極的な協力等を通じて防災教育の普及・啓発に貢献した者
③ 地域防災力の向上に貢献した者	積極的な防災訓練への参加や自主的な防災活動の取組などを通じ、地域防災力の向上に貢献した者

## 3 今年度の表彰

受賞者① 道内における地元民間企業による防災活動のモデル的な取組を実施。

受賞者② 全道で初めて防災マスターで組織する「とちかち防災マスターネットワーク」を設立し、地域の防災教育における中心的役割を担う。

受賞者③ 全国的にも先進的な被災自治体への助言活動を実施するなど、被災地の早期復旧に寄与。

表彰式：平成27年11月9日（月） 副知事から贈呈





# Ⅲ 防災教育の取組

# 【平成25年度】 北海道の防災教育のあり方検討



平成25年度  
北海道の防災教育のあり方  
検討会議の実施

めざす姿  
「道民みんなで取り組む 災害に強い北海道」

## ①横をつなぐ

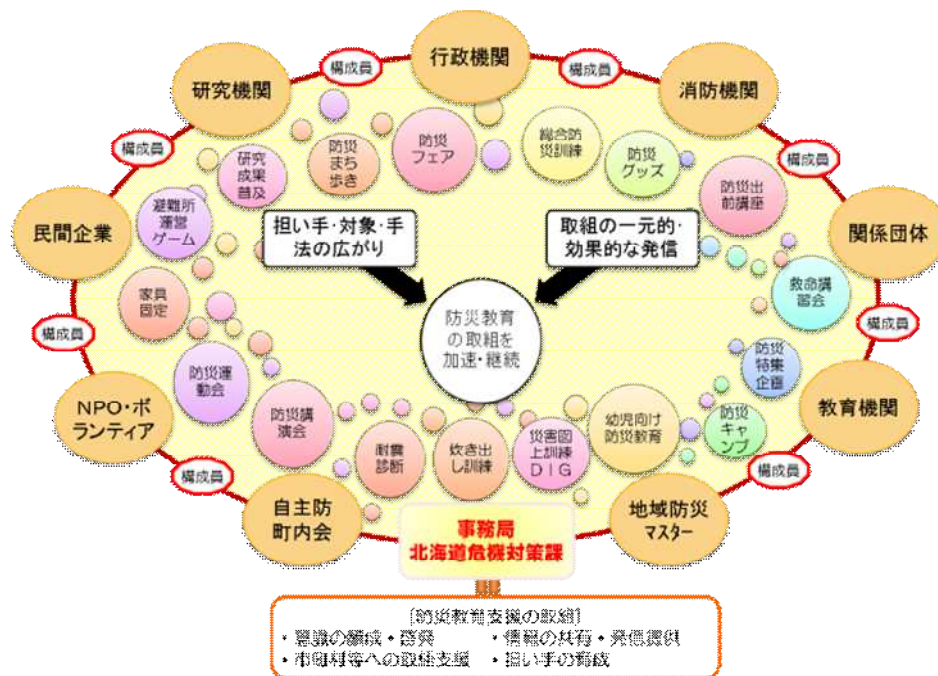
情報や知恵を結集し、  
日頃から連携協働を広め  
強めていく

## ②縦をつなぐ

次の世代の命を守るた  
めに、豊富な経験や知恵  
を確実に伝える継続的な  
防災教育に取り組む

ふたつの共有理念

# 【平成26年度】 ほっかいどう防災教育協働ネットワーク設立



- 2014年6月設立
- 2015年11月末までに構成員は84の個人や団体へ増加

**【ねらい】**  
**防災に対する知識や活動を横断的につなぎ「防災教育」の担い手・対象・手法を拡大、推進していく**

# ほっかいどう防災教育協働ネットワーク ～この一年間の連携事業～

## モデル研修会



「みんなで広めよう！私たちの  
地域防災モデル研修会」  
浦河町：2014年10月2日

## 防災啓発イベント



「防災学ぶランド2015  
In 札幌苗穂」  
2015年11月7日

## 教材開発



避難所運営ゲーム(HUG)  
北海道版検討会  
2015年4月～

# 「HUG北海道版」を開発中

## HUG静岡版の特徴



- 静岡の冬を想定している
  - 北海道の厳しい寒さや積雪が考慮されていない
- 作られたのが2007年(平成19年)
  - 東日本大震災で得た教訓が考慮されていない

この教材を使用して北海道で「避難所を疑似体験」するには  
内容不足のところも・・・

# HUG北海道版の特徴

## HUG北海道版の特徴

- 真冬の北海道で巨大地震が発生  
停電している状況で被災者が避難してくる想定  
雪と寒さの観点からさまざまなイベント用意
- 発災から2日間を体験できる  
→時間帯によって異なる課題に対応
- 災害対策本部やボランティアとのやりとりも



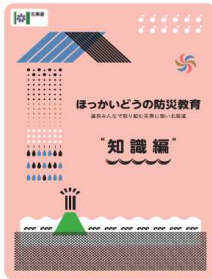
## 得られる教育効果

- ▼被災者が避難してくることによる  
避難所の混乱を疑似体験
- ▼インフラがダメージを受ける地震では  
真冬の避難所がいかに厳しい環境か  
知ることが可能
- ▼避難所の設備や自らの備えなど  
地域の課題や必要なものなど  
様々な気づきを得られる



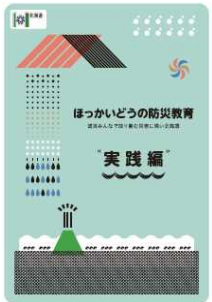
# 北海道の防災教育 テキストの製作と情報発信

## 防災教育テキストの製作



### ■テキスト「ほっかいどうの防災教育（知識編）」全48P

「地震」「津波」「火山噴火」「風水害」「雪害」などの自然災害のしくみや備え、災害発生時や発生後にとるべき行動、北海道において過去に起きた災害事例などを掲載



### ■テキスト「ほっかいどうの防災教育（実践編）」全48P

防災研修など防災教育の企画の進め方やポイント、モデルカリキュラム、各地で実践されている様々な形の防災教育の事例などを掲載

## ポータルサイトの設立

【事例写真②】ポータルサイト「ほっかいどうの防災教育」

北海道内のさまざまな防災教育に関する情報を発信するポータルサイトです。  
●ポータルサイト「ほっかいどうの防災教育」 <http://kyouku.bousai-hokkaido.jp>

- 北海道防災情報
- テキスト 知識編
- テキスト 実践編 (本テキスト)
- ほっかいどう防災教育連携ネットワークに関する情報を掲載しています
- 防災教育に関連した情報を掲載しています
- 北海道内で開催される防災教育イベントを掲載しています
- 防災教育に活用できる教材を検索できます
- 防災教育の事例を検索できます
- 防災教育にご協力いただける機関を掲載しています
- 防災教育の推進制度(助成金など)を掲載しています

facebook  
北海道の防災教育の最新情報を発信しています！  
●ほっかいどうの防災教育  
フェイスブック  
<https://www.facebook.com/hokkaido.bousaikyouiku>

ポータルサイト



フェイスブック





北海道の防災・減災対策の取組、推進にあたり

ご協力をよろしく申し上げます